

議案第31号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成17年松阪市条例第142号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月16日 提出

松阪市長 山中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成17年松阪市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の7.8」に改める。

第4条中「27,000円」を「30,200円」に改める。

第5条第1号中「28,000円」を「30,300円」に改め、同条第2号中「14,000円」を「15,150円」に改め、同条第3号中「21,000円」を「22,725円」に改める。

第6条中「100分の2.0」を「100分の2.7」に改める。

第7条中「7,000円」を「10,400円」に改める。

第7条の2第1号中「6,000円」を「10,400円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「5,200円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「7,800円」に改める。

第8条中「100分の2.0」を「100分の2.4」に改める。

第9条中「9,000円」を「11,500円」に改める。

第9条の2中「6,600円」を「8,200円」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号ア中「18,900円」を「21,140円」に改め、同号イ(ア)中「19,600円」を「21,210円」に改め、同号イ(イ)中「9,800円」を「10,605円」に改め、同号イ(ウ)中「14,700円」を「15,908円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「7,280円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「7,280円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「3,640円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「5,460円」に改め、同号オ中「6,300円」を「8,050円」に改め、同号カ中「4,620円」を「5,740円」に改め、同条第2号ア中「13,500円」を「15,100円」に改め、同号イ(ア)中「14,000円」を「15,150円」に改め、同号イ(イ)中「7,000円」を「7,575円」に改め、同号イ(ウ)中「10,500円」を「11,363円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「5,200円」に改め、同号エ(ア)中「3,000円」を「5,200円」に改め、同号エ(イ)中「1,500円」を「2,600円」に改め、同号エ(ウ)中「2,250円」を「3,900円」に改め、同号オ中「4,500円」を「5,750円」に改め、

同号カ中「3,300円」を「4,100円」に改め、同条第3号ア中「5,400円」を「6,040円」に改め、同号イ(ア)中「5,600円」を「6,060円」に改め、同号イ(イ)中「2,800円」を「3,030円」に改め、同号イ(ウ)中「4,200円」を「4,545円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「2,080円」に改め、同号エ(ア)中「1,200円」を「2,080円」に改め、同号エ(イ)中「600円」を「1,040円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「1,560円」に改め、同号オ中「1,800円」を「2,300円」に改め、同号カ中「1,320円」を「1,640円」に改める。

附則第18項の見出し中「0.5割」を「1割」に改め、同項中「平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間」を「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間」に改め、同項各号中「100分の5」を「100分の10」に改める。

附則第19項中「平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間」を「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間」に、「100分の10」を「100分の20」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。